

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月26日

【会社名】 日清食品ホールディングス株式会社

【英訳名】 NISSIN FOODS HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安藤 宏基

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区西中島四丁目1番1号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿六丁目28番1号

【電話番号】 03-3205-5111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役・CFO 横山 之雄

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
(発行価額の総額) 93,149,354円
(発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)
93,176,268円

(注) 1. 本募集は、平成25年6月5日開催の当社取締役会決議に基づき、ストック・オプションの付与を目的として新株予約権を発行するものである。
2. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 日清食品ホールディングス株式会社 東京本社
(東京都新宿区新宿六丁目28番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月5日をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成25年6月26日に「発行価額の総額」「発行価格」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が確定し、また、平成25年6月26日に有価証券報告書(第65期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)を関東財務局長に提出したことに伴い、これらに関連する事項を訂正し、併せて平成25年6月5日をもって提出した有価証券届出書の参照書類とするため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成25年6月5日をもって提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

「平成25年3月期の業績の概要」

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	26,914個
発行価額の総額	100,523,790円 (注) 平成25年2月1日～平成25年4月30日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均を基礎として算出された見込額である。
発行価格	<p>新株予約権1個と引換えに払い込む金額(以下「払込金額」という。)は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額(1円未満の端数は四捨五入)とする。</p> <p>なお、払込金額の払込みの方法は、子会社が、当該払込金額に付与される新株予約権の個数を乗じた額に相当する額の金銭報酬を新株予約権者となる子会社の取締役(退任した者を含む。)に対して支払う債務を負担し、当社が子会社から当該金銭報酬支払債務を引き受けることとした上で、新株予約権を付与される子会社の取締役(退任した者を含む。)が払込金額の払込みに代えて、当社に対する上記金銭報酬債権をもって相殺する方法とする。</p> $C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$ <p>ここで、</p> $d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$ <p>1株当たりのオプション価格^(C)</p> <p>株価^(S): 平成25年6月26日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)</p> <p>行使価格^(X): (募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの、新株予約権の行使時に払込むべき金額: 1円)</p> <p>予想残存期間^(T): 4.393年</p> <p>株価変動性^(σ): 4.393年(平成21年2月3日から平成25年6月26日まで)の各取引日における当社の普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率</p> <p>無リスクの利子率^(r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率</p> <p>配当利回り^(q): 1株当たりの配当金(過去12ヶ月の実績配当金)÷上記に定める株価</p> <p>標準正規分布の累積分布関数^{(N(·))}</p> <p>(注) 平成25年6月26日に決定する予定である。</p> <p style="text-align: center;"><省略></p>

(訂正後)

発行数	26,914個
発行価額の総額	93,149,354円
発行価格	3,461円
	<省略>

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。 また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	26,914個 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。 但し、(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金100,550,704円 (注)すべての新株予約権の行使により、新株が発行されると仮定して計算された額である。 (注)平成25年2月1日~平成25年4月30日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均を基礎として算出された見込額である。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
	<省略>

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。 また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	26,914個 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。 但し、(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金93,176,268円 (注)すべての新株予約権の行使により、新株が発行されると仮定して計算された額である。 (注)新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
	<省略>

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
100,550,704	3,600,000	96,950,704

(注)1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、平成25年2月1日～平成25年4月30日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均を基礎として算出された見込額である。

< 後略 >

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
93,176,268	3,600,000	89,576,268

(注)1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額である。

< 後略 >

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

今回の募集は、当社が当社の子会社の取締役(退任した者を含む。)に対してストック・オプションとして当社の新株予約権を付与することを目的としており、資金調達を目的としていない。

また、新株予約権の割当てに際し、払込みは金銭報酬債権をもって相殺する形態をとることから、新株予約権の払込金額100,550,704円に関しては、外部から新たに資金を調達するものではない。

(訂正後)

今回の募集は、当社が当社の子会社の取締役(退任した者を含む。)に対してストック・オプションとして当社の新株予約権を付与することを目的としており、資金調達を目的としていない。

また、新株予約権の割当てに際し、払込みは金銭報酬債権をもって相殺する形態をとることから、新株予約権の払込金額93,176,268円に関しては、外部から新たに資金を調達するものではない。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第64期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）平成24年6月28日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月9日 関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月9日 関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）平成25年2月8日 関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月2日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月2日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月5日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第65期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）平成25年6月26日 関東財務局長に提出

2【訂正報告書】

訂正報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき平成25年6月5日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を平成25年6月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本届出書提出日（平成25年6月5日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以後本訂正届出書提出日（平成25年6月26日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本訂正届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。